

ふるさと納税指定制度に係る申出書等の提出団体数

令和元年10月1日から翌年9月30日までの期間に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第3項及び第314条の7第3項並びに地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の16第1項及び地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）附則第2条第3項の規定に基づく申出書等の提出期間については、令和元年7月1日から同月31日までとされているところ、申出書等の提出団体数は、以下のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

提出団体数(a)	4ヶ月指定団体(b) [※]	a/b(%)
43市町村	43市町村	100%

※ ふるさと納税指定制度に係る令和元年5月14日の総務大臣の指定において、当初の指定対象期間を同年6月1日から9月30日までの期間（4ヶ月間）とした地方団体（具体的な地方団体名は「ふるさと納税に係る総務大臣の指定について」（令和元年5月14日報道発表）参照）。

（連絡先）自治税務局市町村税課
担当：吉井、阿久津
電話：03-5253-5669（直通）